

特定口座約款

1. 約款の趣旨

- (1) この約款は、お客さま（個人のお客さまに限ります。）が、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）に規定する特定口座内保管上場株式等（この約款において「上場株式等」とは、措置法に規定する上場株式等のうち、国内非上場公募投資信託受益権（以下、「投資信託」といいます。）ならびに国債（以下「公債」といいます。）をいいます。）の譲渡に係る所得計算等の特例、および措置法に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例を受けるために、当組合において設定する特定口座ならびに当該特定口座（源泉徴収選択口座に限ります。）における上場株式等の配当等（お客さまと当組合との取引においては、投資信託の収益分配金、公債の利子が該当します。以下同じ。）の受領に関する事項を定めるものです。
- (2) お客さまと当組合との間における、各サービス、取引の内容や権利義務関係に関する事項については、諸法令およびこの約款に定めがあるときを除き、当組合の投資信託取引約款・規定集に基づき取り扱うものとします。

2. 特定口座の取扱い

- (1) 特定口座の開設を申し込むにあたっては、あらかじめお客さまが当組合に、措置法に定める「特定口座開設届出書」に必要事項を記入のうえ、記名押印し、これを当組合の本支店（以下「取扱店」といいます。）に提出していただき、当組合が承諾した場合に特定口座が開設されます。その際、お客さまには、氏名、生年月日、住所および個人番号を告知していただき、当組合は、これらの当否を、住民票の写し、運転免許証、個人番号カードなど、租税特別措置法施行令（以下「施行令」といいます。）に定める確認書類により確認させていただきます。
- (2) お客さまが当組合に特定口座を開設される場合は、あらかじめ証券振替決済口座管理規定に基づく振替決済口座を当組合に開設していただく必要があります。
- (3) お客さまは、複数の特定口座を当組合に開設することはできません。
- (4) お客さまが特定口座に係る上場株式等の譲渡による所得について源泉徴収をご希望される場合は、その年最初の特定口座に係る上場株式等の譲渡時までに、取扱店に措置法に定める「特定口座源泉徴収選択届出書」を提出していただくものとします。また、当該「特定口座源泉徴収選択届出書」が取扱店に提出された年の翌年以後の特定口座に係る上場株式等の譲渡については、お客さまから翌年以後最初の特定口座に係る上場株式等の譲渡時までに、取扱店にお申し出のない限り、当該「特定口座源泉徴収選択届出書」の提出があったものとみなします。なお、その年最初の特定口座に係る上場株式等の譲渡後は、当該年内に特定口座の源泉徴収の取扱いを変更することはできません。
- (5) お客さまが当組合に対して措置法に規定する「源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書」（以下「配当等受入開始届出書」といいます。）を提出しており、その年に交付を受けた上場株式等の配当等を措置法に規定する特定上場株式配当等勘定において受領されている場合には、その年最初に当該上場株式等の配当等の支払いが確定した日以後、お客さまは、その年の上場株式等の譲渡による所得について、源泉徴収を希望しない旨の申し出を行うことはできません。

2の1. 源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書等の提出

- (1) お客さまが、源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例の適用を受けるためには、特定口座を開設していただく際に、特定口座源泉徴収選択届出書を提出いただき、上場株式等の配当等の支払確定日前の当行が定める日までに、当行に対して源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出していただく必要があります。
- (2) お客さまが、源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例を受けることをやめる場合には、上場株式等の配当等の支払確定日前の当組合が定める日までに、当組合に対して施行令で規定する源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書（以下「配当等受入終了届出書」といいます。）

す。)を提出していただく必要があります。

3. 特定口座に係る振替口座簿への記載または記録

特定口座に係る上場株式等の振替口座簿への記載または記録は、特定保管勘定（措置法に定める特定口座に係る振替口座簿に記載または記録がされている上場株式等につき、当該振替口座簿への記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）において行います。

3の2. 特定上場株式配当等勘定における処理

源泉徴収選択口座において交付を受ける上場株式等の配当等については、源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定（源泉徴収選択口座において交付を受ける上場株式等の配当等につき、当該上場株式等の配当等に関する記録を他の上場株式等の配当等に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）において処理します。

4. 譲渡所得金額等の計算

当組合は、特定口座における上場株式等の譲渡による所得金額の計算および源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算については、措置法およびその他関係法令の定めるところにより行います。

5. 特定口座に受け入れる上場株式等

当組合は、お客さまの特定口座に設けられた特定保管勘定には、次の上場株式等のみを受け入れます。

- ① お客さまが「特定口座開設届出書」を取扱店に提出後、当組合で購入の申し込みをされた上場株式等で、その取得後直ちにお客さまの特定口座に受け入れるもの。
- ② 当組合以外の金融商品取引業者等に開設されているお客さまの特定口座で管理されている上場株式等の全部もしくは一部（同一銘柄のうち一部のみを移管する場合を除きます。）を所定の方法により当組合の特定口座に移管により受け入れるもの（ただし、当組合が取扱いしていない銘柄等は受け入れません。）。
- ③ お客さまが、贈与、相続（限定承認に係るものを除く。以下同じ。）または遺贈（包括遺贈のうち限定承認に係るものを除く。以下同じ。）により取得した上場株式等のうち、当該贈与をした者、当該相続に係る被相続人または当該遺贈に係る包括遺贈者が当組合に開設していた特定口座、もしくは措置法に規定する非課税口座（以下「非課税口座」といいます。）、または特定口座以外の口座に係る振替口座簿に引き続き記載または記録がされているもので、当組合所定の方法によりお客さまの特定口座への移管により受け入れるもの。
- ④ お客さまが、施行令の規定により開設された出国口座に係る振替口座簿に引き続き記載または記録がされている上場株式等で、お客さまからの出国口座内保管上場株式等移管依頼書の提出により当該出国口座から特定口座への移管により、そのすべてを受け入れるもの。
- ⑤ お客さまが当組合に開設する非課税口座で管理されていた上場株式等で、所定の方法により、お客さまが当組合に開設される特定口座への移管により受け入れるもの。
- ⑥ ①から⑤のほか、施行令で規定する上場株式等。

5の1. 源泉徴収選択口座に受け入れる上場株式等の配当等の範囲

- (1) 当組合はお客さまの2.(4)に基づき源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定には、措置法に規定する上場株式等の配当等（当該源泉徴収選択口座が開設されている取扱店に係る振替口座簿に記載または記録がされている上場株式等に係るものに限り、）で措置法の規定に基づき当組合が所得税および住民税を徴収するものに限り受け入れます。
- (2) 当組合が支払いの取扱いをする(1)の上場株式等の配当等のうち、当組合が当該上場株式等の配当等をその支払いをする者から受け取った後、直ちにお客さまに交付するものに限り、その交付の際に当該源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定に受け入れます。

6. 特定口座を通じた取引

- (1) 特定口座を開設されているお客さまが、当組合で行われる上場株式等の取引については、お客さまから特にお申し出がない限り、特定口座を通じて行うものとします。
- (2) (1)にかかわらず、措置法に規定する非課税口座を開設されているお客さまが、上場株式等（当組合が取り扱う投資信託で、当該口座での取引が可能なものに限り。）の取引をされる場合には、当該取引を当該非課税口座で行うか、特定口座で行うかを選択していただくものとします。ただし、非課税口座を選択して、買付けに係る取引をすることができるのは、当該口座に、その年分の特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定が設定されており、受入れが可能な場合に限りです。

7. 源泉徴収等

- (1) 当組合は、お客さまから「特定口座源泉徴収選択届出書」を提出していただいたときは、措置法およびその他関係法令の定めるところにより所得税および復興特別所得税の源泉徴収または還付、ならびに住民税の特別徴収または還付を行います。
- (2) 当組合は、(1)により源泉徴収または特別徴収した税金について還付を行う場合、還付金はお客さまがあらかじめ指定した預金口座へ入金します。

8. 特定口座に係る上場株式等の払出しに関する通知

特定口座から上場株式等の全部または一部の払出しがあったときは、当組合は、お客さまに対し、施行令の定めるところにより当該払出しの通知を行います。

9. 年間取引報告書等の送付

- (1) 当組合は、措置法に定めるところにより、「特定口座年間取引報告書」を作成し、翌年1月31日までにお客さまにお送りします。また、11.の規定により特定口座が廃止されたときは、特定口座を廃止した日の属する月の翌月末日までに「特定口座年間取引報告書」をお客さまにお送りします。
- (2) 当組合は(1)の「特定口座年間取引報告書」を2通作成し、1通をお客さまにお送りし、1通を所轄税務署に提出します。
- (3) (1)および(2)にかかわらず、お客さまの特定口座において上場株式等の譲渡または配当等の受入れがなかった年の特定口座年間取引報告書については、お客さまからの請求がない場合には、当組合はお客さまに交付しないことができるとします。

10. 届出事項の変更

- (1) 2.に基づく「特定口座開設届出書」を取扱店に提出後、お客さまの氏名、住所等の当該「特定口座開設届出書」の記載事項に変更があったときは、速やかにその旨を記載した「特定口座異動届出書」を取扱店にご提出ください。なお、その変更が氏名または住所、個人番号に係るものであるときは、施行令に定める確認書類を併せて提出していただきます。
- (2) お客さまが「特定口座源泉徴収選択届出書」を取扱店に提出されている場合で、当該源泉徴収の廃止を希望されるときは、その年の最初に当該特定口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡をするときまでに、取扱店に「特定口座源泉徴収廃止届出書」を提出していただきます。

11. 特定口座の廃止

- (1) この契約は、次のいずれかに該当したときに解約され、当該解約に伴いお客さまの特定口座は廃止されるものとします。
 - ① お客さまから取扱店に、施行令に定める「特定口座廃止届出書」の提出があったとき。ただし、当該特定口座廃止届出書の提出があった日前に支払いの確定した上場株式等の配当等で提出を受けた日において当組合がお客さまに対してまだ交付していないもの（源泉徴収選択口座に受け入れるべきものに限り。）があるときは、当該特定口座廃止届出書は、当組合がお客さまに対して当該上場株式等の配当等の交付をした日（2回以上にわたって当該上場株式等の配当等の交付をする

場合には、これらの交付のうち最後に交付をした日)の翌日に提出されたものとみなします。

- ② 施行令に定める「特定口座開設者死亡届出書」の提出が取扱店にあり、相続または遺贈の手続きが完了したとき。
 - ③ お客さまが出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなったとき。この場合、お客さまから当組合に施行令に定める「特定口座廃止届出書」の提出があったものとみなします。
 - ④ やむを得ない事由により、当組合がお客さまに解約を申し出たとき。
- (2) (1)により特定口座が廃止されたときは、源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書の提出がされていたとしても、源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例は適用されません。

12. 出国口座等

- (1) 11. (1) ③に該当することとなるお客さまは、施行令で定める要件を満たす場合、出国前に当組合の特定口座に係る振替口座簿に記載または記録がされていた上場株式等のすべてにつき、当組合に開設される出国口座に係る振替口座簿に引き続き記載または記録をすることにより、帰国後、当組合に再び開設される特定口座に当該上場株式等を移管することができます。
- (2) (1)に定める取扱いを希望されるお客さまは、出国前に特定口座継続適用届出書を当組合に提出し、帰国後、特定口座開設届出書および出国口座内保管上場株式等移管依頼書を当組合に提出していただく必要があります。

13. 法令・諸規則の適用

この約款に定めのない事項については、措置法、地方税法、関係政省令および諸規則の定めるところにより行います。

14. 免責事項

当組合の責めに帰すべきでない事由により、特定口座に係る税制上の取扱い、この約款の変更等に関しお客さまに生じた損害については、当組合はその責めを負わないものとします。

15. 特定口座に係る事務

特定口座に関する事項の細目については、関係法令およびこの約款に定める範囲内で、当組合が定めるものとします。

16. 合意管轄

この取引に関して訴訟の必要を生じたときは、当組合の本店または支店の所在地を管轄する裁判所もしくは東京地方裁判所を管轄裁判所とします。

17. この約款の変更

この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の約款の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。

以上

附 則

1. 平成22年1月1日時点において当組合に特定口座を開設されているお客さまが2. (4)の規定により「特定口座源泉徴収選択届出書」を提出されている場合(同項の規定により提出があったものとされる場合を含みます。)には、この約款の交付をもってお客さまと当組合との間で平成22年1月1日に

「配当等受入開始届出書」を提出されたものとして取り扱わせていただきます。

2. 前項に定めるお客さまが平成22年1月1日以後に特定口座での上場株式等の配当等の受領をご希望されない場合には、平成22年1月1日前までに「配当等受入終了届出書」を当組合にご提出いただきます。

平成18年12月	1日	制定
平成19年 9月	30日	変更
平成26年 1月	1日	変更
平成27年 8月	1日	変更
平成28年 1月	1日	変更
令和 2年 4月	1日	変更
令和 7年12月	27日	変更